平成２２年（フ）第４０号
北九州市八幡西区中の原３丁目２番30号
債務者　梶原　春樹
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７号
北九州市小倉北区三萩野２丁目４番20―405号
債務者　八代　公輔
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８号
北九州市小倉南区湯川５丁目４番11号
債務者　柳井　　泉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６４号
北九州市八幡東区春の町５丁目13番23号
債務者　乙藤　弘敏
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６９号
大分市大字国分124番地の３
債務者　中野　光子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８３７号
大分市寺崎町１丁目９番６号　セゾン・セイ403
債務者　藤澤由美香
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
大分市寺崎町２丁目４番３号　大津コーポ201
債務者　芦刈　久美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
大分市松原町１丁目５番17―１号
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
大分市松原町１丁目５番17―１号
債務者　佐藤　真澄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4732番地６
債務者　岩﨑　陽介
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目42番22号　セジュール潤102号
債務者　谷山　一水
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目42番22号　セジュール潤102号
債務者　谷山　郁子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目７番37号　ファミリーハイツ歩101号
債務者　野村　啓代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目33番８号　Ｃｒパークサイド103号
債務者　有馬　四夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目29番15号
債務者　大迫　順一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４号
鹿児島県南九州市川辺町平山4868番地
債務者　吉留　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第５４１号
沖縄県中頭郡西原町字我謝784番地の４　パレスアルカディア202号
債務者　比嘉　　博
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部